

第1章

計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景と趣旨 3
- 2. 計画の位置づけと期間 4
- 3. 計画の対象 5
- 4. 本計画とSDGsの関係 5
- 5. 計画の策定体制 5





1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化が進行し、人口減少に歯止めがかからない状況において、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化のほか、児童虐待やいじめ、待機児童問題、不登校件数の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は依然として深刻な状況です。

そのような中、本市では、家庭、行政、学校園、地域、事業者などさまざまな主体が協力しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を実現するため、令和2年3月に、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組みを進めてきました。また、ひきこもりやニート、不登校の子ども・若者の自立に向けて、平成25年5月に、子ども・若者育成支援推進法に基づく「枚方市子ども・若者育成計画」を、令和5年3月には「枚方市子ども・若者育成計画（第2期）」を策定し、子ども・若者のひきこもり等の支援に関する取り組みを進めてきました。さらに、ひとり親家庭等が安心して子育てができる環境と経済的な安定を得ることをめざして、平成18年3月に「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を、令和3年3月には「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策を推進してきました。

一方、国においては、令和5年4月にこども・若者施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が発足しました。令和5年12月には、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」が、幅広いこども・若者施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。市町村は、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を策定することが、「こども基本法」第10条において努力義務とされ、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされました。

このような背景を踏まえ、子ども・若者、子育て施策のさらなる充実を図るため、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」、「枚方市子ども・若者育成計画」及び「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を一体のものとし、こども大綱や大阪府が策定する都道府県こども計画のうち、本市の実情に沿った内容などを勘案した「枚方市子ども・若者総合計画（令和7年度～令和11年度）」を策定し、子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまちづくりを進めるものです。



3. 計画の対象

本計画は、子ども・若者及び子育て当事者等を対象とします。

なお、子どもはおおむね18歳未満、若者はおおむね40歳未満の者としませんが、子ども・若者への支援にあたっては、支援の対象となる者の年齢等にかかわらず、切れ目なく行われるように取り組みます。

4. 本計画とSDGsの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第5次枚方市総合計画の「めざまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDGsの各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取り組みを進めています。

本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の9つを主な目標としてSDGs達成に向けた取り組みを推進していきます。



5. 計画の策定体制

(1) 社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会による審議

計画の策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第9条第3号及び枚方市社会福祉審議会規則（平成26年枚方市規則第26号）第2条第2項第4号に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する審議を行う機関である「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問し、審議し、計画（案）を答申いただきました。

子ども・若者や子育て当事者等への施策に関する既存の計画と一体のものとして作成することから、市町村子ども・若者計画に関して審議いただいている機関である「枚方市青少年問題協議会」及び枚方市ひとり親家庭等の支援に関して審議いただいている機関である「枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」など関連する他の審議会委員からもご意見を聴取してきました。

また、庁内での議論も重ねながら、子ども・子育て専門分科会等に対し、計画策定に必要な調査結果等を提示するとともに、計画の策定作業を進めました。

(2) 各種調査の実施

計画の策定にあたり、各種調査を実施しました。

①子どもの生活に関する実態調査

子どもが抱える課題に対する取り組みの充実や改善につなげていくため、大阪府との共同実施により、子どもの生活実態や学習環境などを把握する「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

【調査対象】

- 小学5年生とその保護者
- 中学2年生とその保護者

【回収結果】

区分	調査件数	有効回答数			有効回答率	調査期間
小学生 中学生	枚方市 3,758件	合計 1,432件	小学生 815件 中学生 606件 学年不明 11件		38.1%	令和5年7月12日 ～7月31日 (学校からの配布・郵送又はオンラインによる回収)
保護者	枚方市 3,758件	合計 1,527件	小学生の保護者800件 中学生の保護者593件 学年不明134件		40.6%	令和5年7月12日 ～7月31日 (学校からの配布・郵送又はオンラインによる回収)

②子ども・子育て支援に関するアンケート調査（保護者へのニーズ調査）

子ども・子育て施策の必要量や施策に対する意向を把握するため、就学前児童・小学生の保護者を対象にしたニーズ調査を実施しました。

【調査対象】

- 就学前児童（0歳～5歳）の保護者
- 小学生（1年生～6年生）の保護者

【回収結果】

区分	調査件数	有効回答数	有効回答率	調査期間
就学前児童	3,000件	1,986件	66.2%	令和6年2月19日～3月11日 (郵送による配布・郵送又はオンラインによる回収)
小学生	3,000件	1,883件	62.8%	令和6年2月19日～3月11日 (郵送による配布・郵送又はオンラインによる回収)

③若者アンケート

若者世代が「居場所」、「相談」、「結婚」についてどう考えているのか等を把握するため、アンケートを実施しました。

【調査対象】

- 15歳～39歳の枚方市民等

【回収結果】

1,016件

(3) 子ども・若者等からの意見聴取の実施

こども基本法第11条において、「こども施策に対するこども等の意見の反映」が定められていることから、子ども・若者、子育て当事者、その他の関係者の意見を聴き、政策に反映するため、子ども・若者等からの意見聴取を実施しました。

①「計画（素案）」の前段階にあたる「中間整理（案）」を用いて、広く意見募集を実施しました。

対象	回答者数	手法	実施期間
小学5年生 ～中学3年生	241人	1人1台端末（タブレット）へ中間整理（案）の「やさしい版」を配信し、意見募集を実施。	令和6年 9月9日～9月23日
39歳までの子ども・ 若者、子育て当事者	35人	市ホームページに、中間整理（案）の「やさしい版」及び「概要版」等を掲載し、意見募集を実施。	

②子どもや若者に関わる取り組みなどについて、関係施設への訪問などにより意見を聴きました。

小学校教育への円滑な接続の推進に向けて聴く

対象	手法
未就学児	保育所（園）・幼稚園へ訪問し、子どもたちに聴く。

障害のある子ども等への支援の充実について聴く

対象	手法
市立ひらかた子ども発達 支援センターの 通所児童（未就学児）	市立ひらかた子ども発達支援センターへ訪問し、子どもたちに聴く。

中間整理（案）の「概要版」で聴く

対象	手法
ひきこもり当事者	・居場所支援事業「ひらば」を訪問し、意見募集の趣旨等を説明した上で、当事者に意見を聴く（フォーム入力による回答）。 ・市相談窓口で当事者に意見を聴く（フォーム入力による回答）。

③上記のほか、さまざまな機会を通じて、子ども・若者から、意見を聴きました。

コラム

保育所（園）や幼稚園の子どもたちに聴きました

「小学校教育への円滑な接続の推進」の事業に活かすため、

「小学校のことで知りたいことは、な～に？」

と、もうすぐ新1年生となる5歳児さんたちに聴きました。保育所（園）や幼稚園にご協力いただき、担任の先生から子どもたちに聴いてもらいました。市役所の方がゲストとして来ている中で、少しどきどきしながらも、「知りたいこと」だけでなく心配な気持ちやがんばりたい気持ちを教えてくださいました。

子どもたちからもらった「声」をまとめて、小学校や保育所（園）・幼稚園等に伝えました。

子どもたちには「みんなが気になっていることを教えてもらえるように、小学校や園の先生に伝えたよ」と、お礼とともにメッセージボードをお返しし、先生からは子どもたちに小学校のことについてお話しいたしました。

— 子どもたちに返したメッセージボード —

まとめた意見をもとに、子どもたちの疑問を解消できるよう、先生からお話しいたしました



(4) パブリックコメントの実施

計画案について広く市民の方々からご意見を伺うため、令和6年12月12日～令和7年1月8日までの期間で、市ホームページへの掲載や公共施設への意見箱の設置等によるパブリックコメントを実施したほか、市内4か所において、市民説明会を実施しました。

【パブリックコメントの概要】

意見数	42件
意見者数	17人

【回収結果】

実施方法	意見者数
公共施設に設置した意見回収箱	11人
市ホームページ専用フォーム	6人

【市民説明会の概要】

地域	開催日	場所	参加者数
中部	令和6年12月14日(土)	総合文化芸術センター別館	5人
南部	令和6年12月15日(日)	さだ生涯学習市民センター	7人
北部	令和6年12月16日(月)	楠葉生涯学習市民センター	1人
東部	令和6年12月17日(火)	菅原生涯学習市民センター	4人

※本市では、下図のように4つのエリアに区分して、教育・保育の提供などを行っています。



